

# ☆特例屋外広告業届出・変更届出の電子受付開始☆



※下記アドレスに必要な書類を PDF 形式にて送付いただくことで届出が可能となりました。  
届出用メールアドレス：[okugai-gtouroku@city.saitama.lg.jp](mailto:okugai-gtouroku@city.saitama.lg.jp)

○その他変更点 必要書類のうち、返信用封筒が不要となります。(郵送・持参の場合も不要)

(1) 特例届出に必要な書類 (新規登録・様式第 36 号)

特例屋外広告業届出書[様式 36 号]

埼玉県の屋外広告業登録通知書のコピー

業務主任者の資格を証する書類のコピー (営業所ごとに選任してください)

(2) 特例届出の変更届出に必要な書類 (埼玉県の登録番号等の変更・様式第 38 号)

必要な書類等	特例屋外広告業 変更届出書 [様式第 38 号]	埼玉県の 登録事項変更届出書 のコピー ※2(県の受付印 のあるもの)	埼玉県の 登録通知書 のコピー ※3(更新した 際の登録通知)	業務主任者の 資格を証する書類 のコピー	[様式第 36 号] の裏面
変更に係る事項					
・会社の名称(個人の氏名)					
・会社(個人)の住所※1	○	○	—	—	—
・会社の代表者					
・営業所の名称	○	—	—	—	○
・営業所の所在地					
・業務主任者	○	—	—	○	○
・埼玉県の登録番号 登録年月日 有効期間満了年月日 (県の更新登録をした 場合など)	○	—	○	—	—

※1 営業所の所在地が同じ場合、会社の住所変更時には営業所の所在地の変更も必要です。

※2 埼玉県に提出する変更届出書のコピーに、埼玉県の受付印をもらって下さい。

※3 埼玉県の登録を更新した際に県から送付される通知書のコピーをご提出下さい。

問い合わせ・相談先

さいたま市都市局都市計画部 都市計画課 まちなみ・景観係

TEL : 048-829-1409 FAX : 048-829-1979